

Q1 どう申し込めばいいんですか？

- ◆募集要項、申込書を、施設所管課及び管財課の窓口で配布しています。また、本市ホームページからも印刷していただけます。その申込書に必要事項をご記入いただき、(1)法人登記証明書、(2)決算書、(3)愛称設定の理由、(4)地域振興の実績及び今後の計画、(5)納税証明書を添付して、それぞれの施設所管課へ提出してください。正本1部には、法人印、代表者印を押印ください。副本は6部提出をお願いします。

Q2 申込書を郵送してくれますか？

- ◆お電話で郵送希望のお申し出をいただければ、郵送させていただきますが、時間がかかる恐れがありますので、できればホームページをご覧ください。

Q3 申込書は、郵送してもいいですか？

- ◆期限内に必要な書類すべてが、本市に到着すれば大丈夫ですが、書類不備の恐れや到着遅延の恐れもございますので、施設所管課に持参いただくことをお勧めします。なお、郵送の場合でも2月16日(金)必着ですので、十分ご注意ください。

Q4 申込状況は、教えてもらえますか？

- ◆申し訳ございませんが、申込状況の公表、お問い合わせへのご回答はいたしません。

Q5 愛称は、企業名・商品名だけですか？

- ◆法律違反、公序良俗に反するもの、人権侵害となるもの、政治的・宗教的なもの、個人の氏名・広告となるもの、青少年の健全育成に有害なもの及び誇大・虚偽のおそれがあるもの等募集要項に記載のものを除けば、企業名、商品名、ブランド名及びキャッチコピーなど、ご希望される愛称でご応募いただくことができます。
- ◆選考基準には、「愛称の受け入れやすさ・親しみやすさ・呼びやすさ」がございましたので、ご注意ください。
- ◆市民の皆さんが、施設に愛着がもてるような愛称にしていただければ幸いです。

Q6 施設によって、期間が違うのはなぜですか？

- ◆愛称の定着、看板設置費用の負担等を考慮し、ネーミング・ライツの期間は5年間といたしましたが、指定管理者による管理を実施している施設につきましては、現在の指定管理期間の残存期間2年間に5年間を足した7年間といたしました。これらの施設につきましても、次の公募の際には5年間とする予定です。

Q7 公募期間内に応募がなければどうするのですか？

- ◆まずは、期間の延長を検討いたしますが、見込みがないと判断した場合には、中止し、条件の見直し等の検討を行い、次年度以降の再募集を目指します。

Q8 申し込めるのは企業だけですか？

- ◆県内に活動拠点を持つ法人といたしておりますので、いわゆる会社に限らず、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人及び監査法人等を含みます。
- ◆個人は、お申込みいただけません。
- ◆風営法の規制を受ける企業、消費者金融に係る企業、賭博・ギャンブルに係る企業、市税に滞納のある企業及び暴力団関係企業等は、お申込みいただけません。
- ◆なお、政治的なもの、宗教的なもの及び主義主張に当たるものは愛称として使用できませんので、ご注意ください。

Q9 ネーミング・ライツの期間は、変えられますか？

- ◆期間は、募集要項に記載した期間でお願いします。
長くも短くもできません。

Q10 施設命名権料の金額は、決められてるのですか？

- ◆募集要項に記載した施設命名権料の金額以上でお申込みください。
上限はございません。

Q11 消費税率が変更されると施設命名権料は、変更されますか？

- ◆消費税、地方消費税につきましては、別途ご負担いただきますので、消費税等の税率が変更されますと、それに応じてご負担額も変更になります。

Q12 本市内の事務所の状況欄は、どう記入するのですか？

- ◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。
該当する項目に○をつけてください。複数ある場合は、すべてご記入ください。
たとえば、支店が3か所あれば「2.支店に○をし、下に3か所」とご記入ください。
なお、市内に事務所等がない場合には、ご記入の必要はありません。

Q 13 本市市民の雇用の状況欄は、どう記入するのですか。

- ◆この項目は、企業の経営状況、地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。徳島市民の雇用数が10人以上か、未満かについて、該当する方に○をお願いします。特に証明書類は必要ありません。

Q 14 地域振興の実績及び今後の計画等は、何を書けばいいのですか？

- ◆この項目は、企業の地域貢献の状況把握のためにお伺いしています。たとえば、ネーミング・ライツ、ふるさと納税の実績や文化・芸術、人材育成など社会貢献の実績、そしてそれらの今後の予定がありましたらご記入ください。できる限り本市市民に関係するものをご記入ください。

Q 15 徳島市税は賦課されていません。納税証明書はどうすればいいのですか？

- ◆徳島市内に営業所等がなく、法人市民税、固定資産税の納税義務がない場合には、本店、本部のある市町村の納税証明書を添付してください。
- ◆公益法人等で法人市民税がかかっていない場合には、非課税である旨の根拠書類を添付してください。

Q 16 (1)既存の看板が、どこに何か所あるのか教えてもらえますか？

(2)すべてを変える経費を企業が負担するのですか？

(3)看板の設置には、どのくらいかかるのですか？

- ◆看板の位置、数につきましては、施設所管課へお問い合わせください。
- ◆看板の変更については、企業に施工いただき、費用もご負担いただきます。
- ◆どの看板を変更するのかにつきましては、費用対効果により、ご選択いただけます。すべてを変更しなければならないものではありません。
- ◆申し訳ございませんが、看板の交換費用につきましては、把握いたしておりません。

Q 17 道路にある施設の案内標識についても、変更できるのですか？

- ◆道路上の案内標識の変更につきましては、ご希望に応じ、道路管理者に協議させていただきますが、協議に時間を要したり、またサイズの関係により、必ずしもご希望の名称に変更することができないこともあるとお考えください。さらに変更そのものが道路管理者から許可いただけない場合もあるとお考えください。
- ◆費用負担及び施工は、パートナー企業側でお願いします。道路管理者への手続きにつきましては、本市も協力させていただきます。

Q18 パンレットについても、企業が負担するのですか？

- ◆申し訳ございませんが、施設のパンフレット等につきましても変更する場合にはご負担いただきます。

Q19 看板の設置は、いつからできますか？
設置が遅れても施設命名権料は支払うのですか？

- ◆施設の管理する看板の設置につきましては、契約締結後、どのような看板を設置するのかについて、施設所管課との協議が整った段階で、施工いただけます。
- ◆施設命名権料は、募集施設の愛称を命名する権利でございます。
看板の設置状況にかかわらず、本市といたしまして、4月1日からその愛称をホームページ等で使用し、定着するよう努めることとなりますので、申し訳ございませんが、4月1日から翌年3月31日までの1年間分として、4月30日までに納付いただくこととなります。

Q20 期間満了時の原状回復は、どうすればいいのですか？

- ◆原状回復ですので、現在の看板の状況に戻していただくこととなります。但し、長期間現在の看板を取り外して、保存することは困難と考えられますので、何らかの形で、現在の名称を表示していただくこととなります。本市所管課との協議をお願いします。

Q21 パートナー企業には、次回契約の優先交渉権はないのですか？

- ◆今回の募集施設につきましては、優先交渉権は付加していませんので、期間満了前に、改めて公募する予定です。引き続きご応募いただくことは可能です。

Q22 選定委員の氏名は、教えてもらえますか？

- ◆選定委員は、外部委員3名、内部委員2名の5名です。外部委員として、学識経験者2名、公認会計士1名、内部委員は第一副市長と財政部長の2名です。なお、ネーミング・ライツは、今後さらに対象施設を拡大する予定でございまして、機動的に開催するため、常設いたしますことから、次回審査への影響を考慮し、外部委員の氏名は公表いたしません。

Q23 選定委員会はいつ開催されますか？

- ◆公募期間終了の2月16日以降、2月中に開催を予定しています。

Q24 選定基準は、教えてもらえますか？

- ◆選定基準は、(1)「施設命名権料」、(2)「愛称の受け入れやすさ、親しみやすさ、呼びやすさ」(3)「企業の状況(実効性)…確実に契約を遂行できるか？」(4)「企業の状況(地域への貢献)…今後の計画も含め社会貢献に熱心か？」です。
- ◆この4項目に加重配点を行い、100点満点で5人の選定委員毎に評価点を算出し、5人の選定委員の平均評価点の最高点を第一候補とします。この第一候補がパートナー企業候補となることを5人の委員全員で確認することにより決定します。なお、配点については、公表しません。

Q25 契約後、市はどのように愛称を周知してくれるのですか？

- ◆契約後、市長による記者発表を予定しています。
- ◆4月1日以降、本市ホームページ上の表記を、今回の愛称に変更します。但し、現在の名称を併記する場合があります。
- ◆4月1日号の本市広報紙「広報とくしま」で、紹介します。
- ◆イベント等が開催される際には、主催者、マスコミ等に対し、愛称で広報するようお願いします。